宗四小 校長だより 令和2年5月1 (金) 発行

令和2年5月1(金)発行 NO.3

☆めざす学校像「笑顔・<mark>感動</mark>いっぱい<mark>虹色にかがやくみんなの学校」 校長 高柳政行</mark>



5月の臨時休業中の取組のお願い



5月7日から5月31日まで学校の臨時休業延長が決まりました。<u>今、大切にしたいことは、子ども達や保護者とつながること、やり取りをすること</u>だと考えます。それは、子ども達との心のつながりを求めながら学習が保障されるよう具体的に取り組むことです。(特に、個別の配慮が必要な児童:要対協関連児童、発達に課題のある児童、特別支援学級の児童等には、電話連絡や学習面の配慮などできることを行ってください。)

すでに宗四小の教職員のみなさんは、行動を起こしてくれています。急遽、 学年で集合し学習計画を準備している姿をみて、ありがたいなと感謝していま す。

教職員のみなさんには、引き続き、<u>新型コロナウイルス感染防止のため出勤者の削減を継続しつつ、必要な業務を確実に継続するための勤務をお願いします。その際、ご自身の健康に十分配慮してください。</u>

なお、今後の勤務につきましては、公共交通機関を利用されている方は、週 1、2回程度、自動車や自転車等での通勤者につきましては週2、3回程度の 出勤のご協力をお願いします。出勤される場合でも時差出勤、時間在宅勤務等 の利用を活用してください。その際は、管理職に事前に相談ください。

今後の全員出勤日としては、5月11日(月)14時半から職員会議、5月18日(月)14時半から職員集会・校内研修、28日(木)14時半からの職員集会・6月開校準備となります。県や市の方針等によって日程等が変わる場合もあることや臨時で運営委員会を開催することも考えられます。その際は、ご了承ください。

参考資料:文部科学省事務連絡(4月17日・23日)より

●学びの保証について

臨時休業を行う場合においても、公教育の果たすべき役割に変わりはなく、義務教育は、憲法第26条に規定する教育を受ける権利を保障するものであり、義務教育として行われる普通教育の「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」(教育基本法第5条第2項)という目的は、すべての児童生徒に対して実現されるべきものであること

・全国どの地域においても一定水準の保障された学校教育を行うことは、家庭や地域の経済的・社会的状況等にかかわらず、子供たちに教育の機会均等を確保する上で重要な役割を有している。

●家庭学習の内容を、当該児童生徒の学習評価について

○ 臨時休業中、指導計画等を踏まえながら 家庭学習(主たる教材である教科書を中心に、教科書と併用できる教材等を適切に組み合わせたもの)を課し、教師がその学習状況や成果を確認(①ワークブックや書き込み式のプリントの活用、レポートの作成、登校日における学習状況確認のための小テストの実施など家庭での学習を支えつつ、その学習状況を適切に把握するための取組に加えて、②作成したレポートに対する教師のフィーバックや児童生徒自身によるノートへの学びの振り返りの記録など、家庭学習の成果を児童生徒が自覚して次の学習や指導に生かしていくための、いわゆる指導と評価の一体化に資する取組等)することで学校における学習評価に反映することができる。

●教職員の出勤等の服務等について

在宅勤務や時差出勤等を適切に推進していただいているところではあるが、その場合であっても、児童生徒の学習がおろそかにされることや、取組を進めた自治体とそうでない自治体との間で学びの状況に大きな違いが生じることはあってはならないことである。このため、臨時休業を行う場合の学習の保障等についても踏まえ、臨時休業を行う場合であっても、教職員においては、自身の健康にも配慮する工夫を行いつつも、児童生徒の学びの保障等を家庭任せにすることなく、必要な業務を確実に継続することが求められる。